

会議名称	平成22年度 第2回 倉吉市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成23年2月10日(木) 13時30分から14時40分まで		
開催場所	倉吉市役所 大会議室		
議題	1 諮問事項 「出産育児一時金支給額の継続及び保険料賦課限度額の引き上げについて」 2 協議事項 「平成22年度国保事業決算見込及び平成23年度国保事業について」 3 その他		
出席者	出席委員10名(欠席委員6名)		
	所管部課名	福祉保健部健康局医療保険課	
公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	1人
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
【会議の概要】			
<b>1. 開会</b>			
<b>2. 新任委員の紹介</b>			
公益代表委員(倉吉市民生児童委員連合協議会)の交代による。(任期:平成23年1月1日～平成24年7月24日:前任者の残任期間)			
<b>3. 議事</b>			
(1) 諮問事項「出産育児一時金支給額の継続及び保険料賦課限度額の引き上げについて」			
[事務局]	会議資料に基づき説明。		
[委員]	保健料賦課限度額について、国民健康保険法施行令と国保条例との関係はどう考えたらいいのか。		
[事務局]	国民健康保険法施行令に定める保険料賦課限度額は上限であり、施行令に定める限度額を超えて額を定めることは違法である。各保険者は施行令に定める賦課限度額の範囲内において、条例でこれを定めることとなる。全国大部分の市町村国保保険者において、施行令と同じ賦課限度額としている。		
[会長]	<p>出産育児一時金については現行支給額の継続であり、特段の問題はないようである。</p> <p>保険料賦課限度額の引き上げについては、国保財政の厳しい中、政令に定める賦課限度額に満たない額を定めることは、中間所得層の負担増にもつながることとなる。また、本市においては、政令どおりの賦課限度額で国保事業を行っている経過もあり、賦課限度額の引き上げは了承する旨の委員の意見である。</p> <p>答申は、諮問を承認するという答申内容で、会長において取りまとめたいと考えます。</p>		
[委員]	異議なし。		
(2) 協議事項「平成22年度国保事業決算見込及び平成23年度国保事業について」			
[事務局]	会議資料・「平成23年度倉吉市国民健康保険事業運営に関する事業計画(案)」に基づき説明。		
	<平成22年度国保事業決算見込> 平成22年度3月補正で、一般会計繰入金を1億円増額し、基金に積み立てることとした。これは、平成23年度予算を編成するに当たり、基金を2億2千万円取り崩すため、何もしなければ基金保有額が1億円を切ることとなり、健全な国保運営ができないうおそれがあるため1億円を積み立て、約2億円の基金保有額とするためである。		
	<平成23年度国保事業> 平成22年度決算見込で説明したとおり、国保会計は実質単年度収支は2億2千万円の赤字であり、3月補正で基金積み立てを行わなければ基金保有額が1億円を切ることとなる。3月補正で1億円積み立てても基金保有額は約2億円であり、平成24年度の予算編成が困難な状況となっている。現在の状況では、平成24年度の保険料率改定が必要であるため、平成23年度中に保険料率改定の検討をお願いしたい。		
	<平成23年度事業計画(案)>		

平成23年度国保事業の重点的な取り組みとして平成22年度に引き続き、収納率向上、医療費適正化、健康づくりへの取り組み強化を行う。

[委員] 一ヶ月の医療費の支払額はいくらか。

[事務局] 一般被保険者分が約2億7千万円、退職被保険者分が約3千万円の合計3億円程度である。

[委員] 国保は、財政基盤が安定していない制度であり、今後、財源不足分を保険料の引き上げで対応すると、被保険者の方の不満が多くなるのではないか。国は、国保の安定的な財政運営を行うことができるような対策についてどう考えているか。

[事務局] 保険というシステムでは、支出である医療費が多くなれば、それに見合う収入である保険料の引き上げで対応するのが本来の姿である。しかしながら、市町村国保においては他の医療保険と異なり、所得の低い方が多く加入し財政基盤が脆弱であり、事業運営は非常に困難となっている。一方、医療費は増加し続け、社会保障制度全般について見直しが検討されている。国保の広域化についてもその一つである。本市においても国の財政支援の拡充等、要望を提出しているが、喫緊に改善される見込みは立っていないのが現状である。

[市長] 国保の構造的な問題は、国保制度だけをどうこうしても解決できる問題ではない。医療保険制度全体で費用負担を考える必要があり、抜本的な改革が必要となってくる。当面、国保の現制度の中で本市の国保会計の現状を考えると、保険料の改定の検討は避けて通れない状況であると認識している。

[会長] 平成23年度には、早い段階で、平成24年度に向けた保険料改定の検討を行う必要があり、本日はその認識の共有ということでご承知願いたい。

(3) その他

被用者保険等保険者を代表する委員から、「協会けんぽ」におけるジェネリック医薬品差額通知の事業実績について紹介あり。

#### **4. 閉会**